

# TPM<sup>®</sup>チャレンジ賞 審査要綱

## 1. 審査方法

- ①審査は、小会が認定した TPM チャレンジ賞審査員 2 名以上で行います。
- ②審査員は、応募事業場の現場で、各審査項目について審査を行います。
- ③審査は、12 月～翌 3 月のいずれか 1 日で行うことを原則とします。

## 2. 審査基準

審査は、別途定める審査項目について、最高点を 100 点とし、80 点以上を合格とします。

## 3. 結果発表・表彰

- ①審査結果は、5 月上旬以降に文書にて通知します。
- ②表彰は、毎年 6 月に行われる「地区大会」等の席上にて、表彰楯を授与します。(予定)
- ③受賞事業場名は、小会発行の雑誌「プラントエンジニア」および小会ホームページ(<http://www.jipm.or.jp>)等にも掲載いたします。

## 4. 提出書類

審査日の 3 週間前までに、以下の書類を TPM チャレンジ賞事務局へ送付してください。

[ TPM チャレンジ活動説明書 / しおり・審査スケジュール / 会社案内(パンフレット等) : 各4部 ]

※作成要領については、別途お問い合わせください。

## 5. 重大事故・社会的不祥事・事件等発生の場合

- ①応募事業場において、申込み後、審査日までに公害・災害・死亡事故などの重大事故、社会的不祥事・事件等が発生した場合には、申込みを無効とします。
- ②審査後、結果発表前までに公害・災害・死亡事故などの重大事故、社会的不祥事・事件等が発生した場合には、審査評点にかかわらず、不合格とします。
- ③結果発表の翌年 3 月末日までに公害・災害・死亡事故などの重大事故、社会的不祥事・事件等が発生した場合には、その年度の受賞を取り消します。
- ④上記①～③のいずれの場合も、発生後すみやかに TPM チャレンジ賞事務局に報告書を提出してください。なお、報告書には次の事項を記載してください。  
・会社・事業場名／所在地／発生日時／発生場所／発生状況／死傷者状況／対応状況／新聞等に掲載された場合は、そのコピーを添付してください。